

法人設立手続に関する ワンストップサービスの提供に向けて

平成30年2月

内閣官房（日本経済再生総合事務局、番号制度推進室）、
総務省、法務省、国税庁、厚生労働省

デジタル・ガバメント実行計画（平成30年1月 eガバメント閣僚会議決定）

横断的施策による「行政サービス改革」の推進

【デジタルファースト】

(1) 行政サービスの100%デジタル化

- 各種手続の**オンライン原則の徹底**
- ✓ 手続毎に**業務改革（BPR）**、**システム改革**を実施の上、**行政サービスのデジタル化を徹底**する
- ✓ 押印や対面等の本人確認等手法の在り方を再整理
- ✓ 民－民手続についてもオンライン化に向けた見直しを実施

【ワンスオンリー】

- **行政手続における添付書類の撤廃**
- ✓ マイナンバー制度等を活用し、**既に行政が保有している情報は、添付書類の提出を一括して撤廃**
- ✓ 以下の事項の検討と合わせ、添付書類を一括して撤廃するための**法案を可能な限り速やかに国会に提出**
 - ・ **登記事項証明書の提出不要化**
 - ・ **住民票の写し・戸籍謄抄本等の提出不要化**

【コネクテッド・ワンストップ】

- ✓ 主要ライフイベントである以下の3分野を先行分野とし、**民間サービスとの連携も含めたワンストップ化を推進**
 - ・ **引越しワンストップサービス**
 - ・ **介護ワンストップサービス**
 - ・ **死亡・相続ワンストップサービス**

各府省計画の策定と個別分野のサービス改革

【各府省中長期計画の策定】

- ✓ 各府省のITガバナンスを強化し、上記の各種取組を推進するため、**各府省におけるデジタル改革の中長期計画を平成30年上半年期を目途に策定**

【個別分野におけるサービス改革】

- ・ 金融機関×行政機関の情報連携（預貯金等の照会）
- ・ 電子調達サービスの利便性向上
- ・ 法人設立手続のオンライン・ワンストップ化、法人登記情報連携の推進
- ・ 社会保険・労働保険関係の電子申請の利用促進
- ・ 遺失物法関係サービスの利便性向上
- ・ 在留資格に関する手続のオンライン化
- ・ 公的年金関連サービスのデジタル化
- ・ 自動車安全運転センターによる各種証明書発行サービスの利便性向上
- ・ 旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化
- ・ 無線局開設手続等に係る行政サービスの更なるデジタル化
- ・ 相続税申告のオンライン化
- ・ ハローワークサービスの充実
- ・ 住民税の特別徴収税額通知の電子化等
- ・ 相続税申告のオンライン化
- ・ 特許情報提供サービスの迅速化
- ・ 自動車保有関係手続のワンストップサービスの充実

【オープンデータの推進】

(2) 行政保有データの100%オープン化

- **オープンデータ・バイ・デザイン**の推進
- ✓ **オープンデータを前提とした業務・システムの設計・運用**の推進
- ニーズの把握と迅速な公開
- ✓ **民間事業者等との直接対話**を通じた民間ニーズの把握とこれに対応したオープン化の加速
- ✓ **推奨データセット**に基づくデータ公開の推進

【行政データ標準の確立】

(3) デジタル改革の基盤整備

- **行政データ連携標準**の策定
- ✓ 日付・住所等の**コアとなる行政データ形式について、平成29年度末までにデータ連携の標準を策定**
- 語彙・コード・文字等の標準化
- ✓ **施設・設備・調達等の社会基盤となる分野**について、語彙・コード等の体系を**行政データ標準リスト（仮称）**として整理

【法人デジタルプラットフォームの構築】

- ✓ 複数手続を**一つのIDで申請できる認証システム**の整備や**法人インフォメーションの活用**等を通じ、**データが官民で有効活用**される基盤を構築

【政府情報システム改革の着実な推進】

- ✓ これまでの取組により、**約1,118億円の運用コストの削減**を見込んでいる状況。政府情報システム改革を引き続き推進し、**システム数の半減、運用コストの3割削減を確実に達成**

「行政手続等の棚卸」等を踏まえ、以下の分野で先行的にサービス改革を推進

ワンストップサービス提供にあたる基本的な考え方

行政サービスの100%デジタル化

デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ

利用者中心の行政サービス

- 利用者にとって、行政サービスが、「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利」である。
- 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される。（行政サービスの100%デジタル化）

（「デジタル・ガバメント実行計画」より）



- **法人設立手順のワンストップサービス実現に向けた検討においても、こうした観点を実現していくことが重要。**
- **行政からの生産性革命を加速。**

オンライン申請システム上の課題

- 現状、法人設立に必要な手続は、4つのシステムで個別に実施する必要がある。
 - たった一回の設立手続きのために、事業者がオンライン申請を利用するために負担するコストがメリットを上回っていると考えられる。
- 申請者にとっては、手続の全体像がわかりづらいいうえに手続負担も大きい。必要な手続きが一括して完了できるようなワンストップサービスの実現が求められている。

法人設立手続に関するオンライン申請システム



(第2回検討会大久保委員提出資料「株式会社の設立手続きについてのアンケート」より)
「まず何をしなきゃいけないのかがわからない。何がわからないのかわからない。」
「どこから手をつけるのか、明確な順序がないのが、分かりにくかった」

※①注：オンラインによる申請は可能。認証は公証人の面前での確認による。

※④⑤注：オンラインによる交付請求は可能。証明書交付は 郵送または窓口受領による。

※⑫注：オンライン申請に対応していない組合もある。また、オンライン申請が可能でも、e-Govの受理機関ではないため、e-Govを通じた申請ができない。

➡ マイナポータル（後述）を活用してワンストップサービスを今後提供

マイナポータルとは

- 政府が運営するオンラインサービス。行政機関からのお知らせ確認や、電子申請手続の全国横断的な検索・比較・申請など、様々なサービスが利用可能。
 - 既に提供中の「ぴったりサービス（マイナポータルのサービス検索・電子申請機能）」では、多くの自治体に対し、同サービスを通じ電子申請を行うことができる。
- マイナンバーカードに搭載されている公的個人認証サービスによって本人確認を実施。
- また、民間も含む他のウェブサービスと連携するAPI機能を実装。



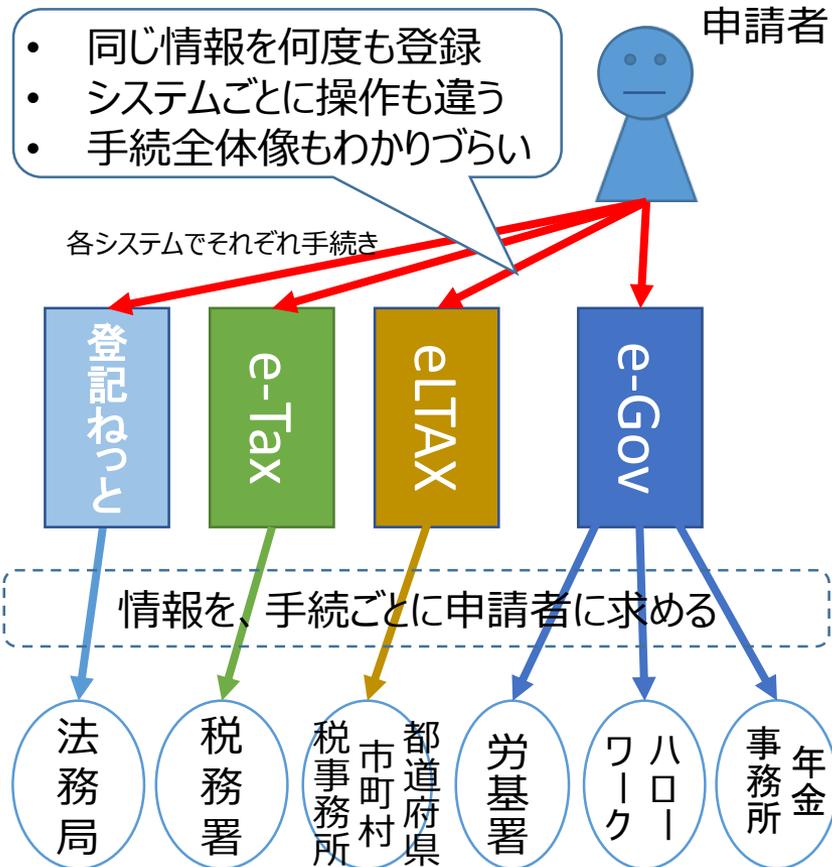
- マイナンバーカードで電子署名可能
- PC (Windows, Mac) 、スマートフォン (一部) 等から操作可能
- 利用者にわかりやすい画面デザイン

➡ 法人設立のオンライン・ワンストップサービスにおいても、マイナポータルの基盤を活用。

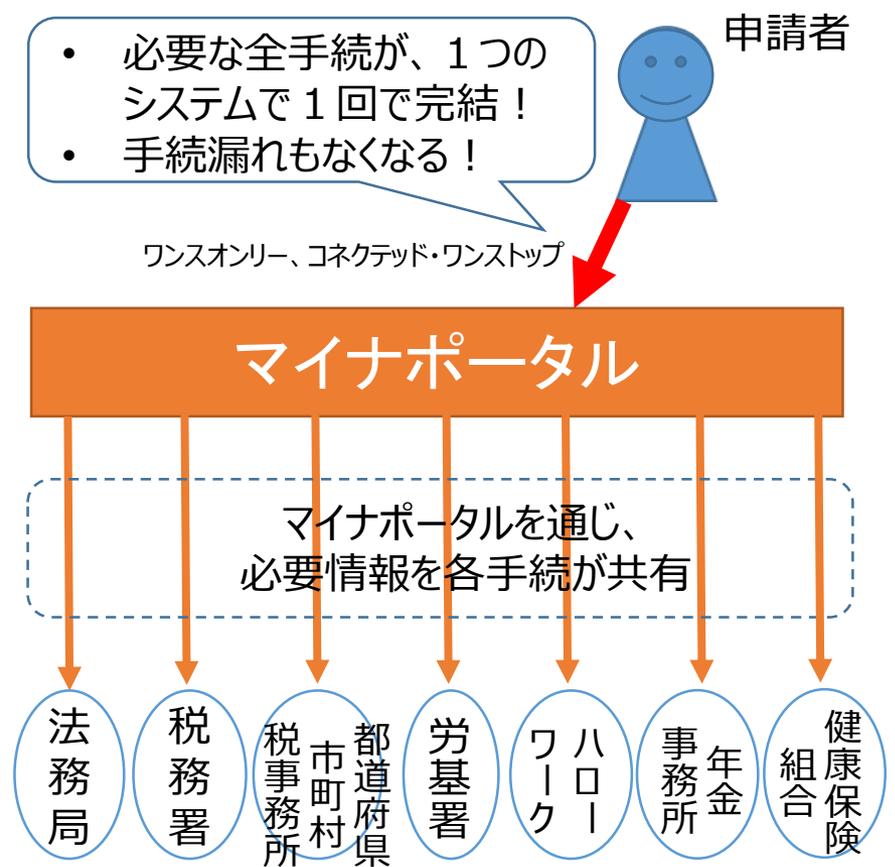
マイナポータルを活用したワンストップサービス

- 利用者が一度手続（必要事項の入力・必要書類の提出・署名付与等）をすれば、法人設立に関する全手続をオンライン・ワンストップで完了できるようなサービスの実現を目指す。
 - これまで各手続で求めていた同一情報は、一度の登録で済むようにする。

<これまで>



<今後目指すサービス>



今後のスケジュール（予定）

- 完全ワンストップサービスの実現に向けて、以下のようなスケジュールで取り組むことを目指す。
 - H31年度中に、まず登記後の手続をワンストップで完了できるようにするべく、開発等を進める。
 - H32年度中に、登記手続も含め、全手続をワンストップで完了できるようにするべく、開発等を進める。

※システム内部で全手続を処理するには、登記後の手続については、登記完了を確認したうえで進む必要があるため、このための新機能追加等が必要となるため、二段階で開発を進めることを想定。

H30年度	H31年度	H32年度
	登記後手続の ワンストップサービスをリリース	
		登記手続を含む 全手続のワンストップサービスをリリース
	• 必要な制度改正を実施	

➡ 関係省庁で連携しながら技術的検討を進め、サービス提供に向けた準備を進め、まずH31年度中に登記後手続のワンストップサービスを開始し、H32年度中に法人設立に関する全ての手続のオンライン・ワンストップ化を実現する。